

多賀城市地域福祉計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき策定する多賀城市地域福祉計画及び同計画を上位計画とする個別の計画（以下「地域福祉計画等」という。）に関する事項について、幅広い意見を聴取するため、多賀城市地域福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項についての調査及び検討をし、その結果に関し意見等を述べる。

- (1) 地域福祉計画等の策定手順に関する事項
- (2) 地域福祉計画等の内容に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地域福祉計画等の策定のために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

- 2 委員は、市民、学識経験者、保健・医療又は福祉に関する事業に従事する者のうちから市長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が選出されていないときは、市長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数の出席により成立するものとする。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(報償金の支払)

第6条 委員会の会議に出席した者（以下「出席者」という。）に対し、会議1回当たり金7,800円を支払うものとする。ただし、出席者から辞退の申し出があった場合は、この限りでない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年7月16日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

(多賀城市地域福祉計画策定委員会設置要綱の廃止)

- 3 多賀城市地域福祉計画策定委員会設置要綱（平成18年多賀城市告示第58号）は、廃止する。